

第21回区民車座集会意見交換内容（宮前区）

- 1 開催日時 平成28年4月18日（月） 午後3時から午後4時10分
- 2 場 所 セレサモス宮前店 2階多目的ホール
- 3 参加者等 参加者9名、傍聴者約20名 合計約30名

<開会>

司会：皆様お待たせいたしました。定刻となりましたので、只今から第21回区民車座集会を始めさせていただきます。まず、本日の参加者数について、お知らせいたします。本日は事前に10名の参加申し込みがございましたが、1名の方から欠席の御連絡をいただきましたので、本日の出席者数は9名となっております。

<市長挨拶>

改めまして、皆様こんにちは。第21回目になります、区民車座集会に御参加いただきまして、ありがとうございました。今回でちょうど3巡目の最後、ということになります。これまで車座集会でいただいた貴重な御提言、それぞれにお答えできることもあれば、あるいはなかなかそれが反映できないという部分もありますけれども、私にとって大変貴重な市民の皆様からの声を聴かせていただくという、大変貴重な機会となっております。今日も率直な、かつ、建設的な意見交換が出来ればというふうに思っています。よろしく願いいたします。

<意見交換>

司会：意見交換に入らせていただきます。

発言をされる方は、お名前をおっしゃっていただいてから発言をお願いいたします。

初めに、五味さん、ご発言をお願いいたします。

五味さん：このような会に出るのは初めてなので、ちょっと上がっていて、ちゃんとまともに言えるかどうか分かりませんが、よろしく願いいたします。

まず、私が一番気になっていたのは、保育園の民営化がすごい勢いで進められているのですが、それって本当にいいのだろうかということです。やっぱり、子供たちはこれからの人ですから、大事な本当に国の宝ですよね。そういう人たちを何か私に言わせれば、物扱いのような感じがします。小さい箱におさめていっていいわけではないので、もうちょっと考えていただけたらと思います。

今、川崎市は公園とかあまり整備されてないと思います。だから、それらの整備に加えて、その中に保育園を入れていくとか、そういうことを何か、でも、それは難しいことだと言われましたので、どういうところが難しいのか、それを教えていただきたいなということ。

あと、お母さんたちがどんなに頑張っても、幾らみんな働きたくてもそういう場所がないことにはどうしようもないので、やっぱり民営化ではなく、公立の保育園をもうちょっとつくってほしいと思います。今どんどん減らしていますよね。それが私には納得いかないということで意見を出させてもらいました。

市長：ご質問ありがとうございました。

公立がいいのか、民間がいいのかというのは、いろんな議論があると思いますが、とにかく何とか女性が、あるいはお父さん、お母さんも含めてですけども、しっかりと活躍できる社会を目指していくと。その一つの手段として、なるべく待機児童を減らしていこうというふうな取り組みをこの就任してから2年半の間、全力でやってきました。その中で、まずは枠を確保するということがとても大事でありました。昨年1年間で、川崎市は人口が1万2,000人増えました。そのうちの75%は20代です。即、保育需要が来るものですから、本当に保育園をつくってもつくっても、という具合に整備を進めてまいりました。

一般的に保育園の経費がいくら位かかっているか、という認識が実はあまりされてないのですが、どのぐらいかかっていると思いますか。

五味さん：ちょっとわかりません。

市長：皆さんの税金で、これ平均ですよ、平均で、子供さん一人当たり1年間で大体150万円を超えるお金を、公立の場合は大体180万円ぐらいのお金をかけています。利用者さんから負担していただいているのは、これもまた平均ですけども、大体35、6万円ぐらいです。その差額が皆さんの税金で賄われているということというのは、実は余り知られてないですけども、ものすごいお金がかかっています。今年の1年間でも、大体480億ぐらい、460億超えていますね。460億位の保育園のためのお金を使って、その割合はどんどん伸びています。市の財政も圧迫しています。ただ、先ほど申し上げたように、子供は未来の本当に宝でありますから、しっかりと質を落とさずに保育を確実にやっていくということはとても大事なことです。

公立保育園は各区に3カ所ずつ残すということにしています。あとは民営化という形でやっていますが、公立保育園がいわゆる各区のセンター的機能を果たしていると。最近、こうやってどんどん整備していきますと、保育士さんが今、本当に足りないのですね。もう全国で取り合いです。特に経験のまだ浅い保育士さんというのがたくさんいらっしゃるの、そこを重点的に連携しながら人材育成をやっていくという意味での公立保育園というのは、各3個ずつ残していくというふうなそういった計画にしています。ですから、単純にお金の問題じゃないですが、民間でできることは民間にやっていただく。そして、質をしっかりと担保するということが大事だというふうに思って、こういった整備をしております。

五味さん：質を落とさないでということは、民営化になったらやっぱり利益を上げなくちゃいけないですよ。利益を上げるためには、いろんな状況によって削られるとかもありますよね。今、保育士さんをまずちゃんと教育してもらいたいということ。結構できない保育士さんがいるということなのです。

市長：ええ、ありがとうございます。とにかく枠を増やしている中で、量も質も担保していくというのは、すごく大変なことですけども、それに取り組んでいくことです。

例えば、公立保育園から民間保育園に移行するときは、その質を下げないように、第三者の委員会で、この保育園事業者はそれを担えるだけのものがあるかなということをしかりとした基準で見て、そして、認可をしています。そういった意味での一定の担保はしておりますけども、引き続き、どんどん新しい保育士さんたちが来ていることは事実ですので、そこを下げないようにこれからも努力していきたいなというふうに思っています。

もう一つですね、民間だったらだめなんじゃないかという発想ですが、例えば、川崎市内の幼稚園は全部民間幼稚園です。今86ぐらいあると思いますが、全て民間幼稚園です。この人たちが、質が悪くなったと

思われますか。僕は決して思わなくて、今、全ての川崎市の民間の幼稚園は非常に質の高い教育をさせていただいているというふうに思っています。

五味さん：多分、そういったことが届いてないと。私の耳にはやっぱり入ってきています。食事の面なんかでも入ってきています。だから、やっぱり指導するっておっしゃっていますけども、それも多分行き届いてないと思います。

市長：そのようなことがないように、しっかりとやっていかないといけないと思っています。以上です。

藤永さん：宮前区聴覚障害者協会の藤永といいます。よろしくお願いします。

4月から障害者の差別解消法が施行されました。川崎市として、これを受けてどういうことをこれから取り組まれるかということの考え方をぜひ教えていただきたいなと思っています。特に聴覚障害の場合は、手話通訳者、やっぱり数的にも絶対的に確保していただきたいなというふうに思っています。養成、派遣、いろいろな場面でのご支援をぜひお願いしたいと思っています。

それと、私は九州出身なのですが、九州のほうでかなり大変な状況があるので、川崎市では福祉の避難所、障害者の人たちがきちんと対応できるような避難所をぜひつくってもらいたい。万一ということがないのが一番いいのですけれども、万一の場合に、川崎市には妊婦さんとかいろんな方々がいらっしゃると思います。聾啞者だけではなく、そういう人たちが安心して避難ができるような場所をぜひ考えていただきたい。

それともう一つは、障害者の差別解消法で事業者の努力義務がいろいろ書いてありますが、やはりまだまだ足りない、考え方がまだまだ普及されていないという部分もあると思うので、そういう部分を含めて、川崎市として、いろいろと啓発活動なども取り組んでいただきたいなと思っています。そこあたりをぜひお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

市長：どうもありがとうございました。

障害者差別禁止法が今月から施行することになりました。それに向けて川崎市でも、まず、市役所の職員がこの法律をしっかりと理解するということが大事ですので、そのための研修というものをこれまでもやってきております。そもそも国からのガイドラインというのが非常に遅かったというのがあります。昨年秋、11月とか12月とかという時期に出てきていますので、それを今年の2月ぐらいに検証をやったりして、まず管理職、それから新人の職員、こういったところにもしっかりと法律の趣旨というものとその対応マニュアルというものをつくって、それぞれの窓口でどういうふうな対応をしていくことが合理的配慮なのかということもしっかりと研修していきたいというふうに思っています。

それから、藤永さんがおっしゃった民間事業者のほうも、これまた国のほうの省庁別に、例えば福祉事業者には厚生労働省からとか、あるいは、交通事業者は国土交通省からということで、それぞれ国の役所単位です。事業所別にこのガイドラインといったものが出されています。それに基づいて、川崎市の担当部局が、これもまた縦割りっぽいのですが、それぞれの事業者の皆さんのところに説明に行くということで、今、取り組みをしているところです。何にしても今月から始まったもので、まだまだ、一般的にもまだ周知がされていないということですから、市政だよりなどいろんな広報媒体で、この法律の趣旨と、これからどういうふうなことを配慮していかなければならないのだということを市民の皆さんに幅広くわかっていただくことが大切だというふうに思っています。

そうですね、避難時の話がありました。本当に今回の熊本の地震でも多分、大変なご苦労をされている障害をお持ちの方、たくさんいらっしゃると思います。特に聴覚障害をお持ちの方っていうのは、周りからは

わかりにくいということがありますので、どうしてもその情報が聞こえているだろうという思いで話してしまうけれど、結局、当事者には伝わっていないという、そういったリスクが非常に高いと思います。そういったことは、避難所運営会議の人たちにもしっかりと徹底していくことを市から広報させていただいております。また、オリンピック・パラリンピックに向けての川崎市の会議をやったときに、その委員の方から市民活動団体の中で、おっしゃられたような、障害者だけではなく妊婦さんとか、子育て中の方とか、何らかのケアが必要な方への対応を含めた避難所運営マニュアルというものを市民サイドでつくって、市で活用していくということをやっているので川崎市全域にこういうものを広げてください、というお話をいただきましたので、そういったものも活用していきたいなというふうに思っております。いずれにしても、ちゃんと伝わるように、いろんな障害種別によって、やはりそれぞれの対応というのができるように、全ての職員が避難所に行くわけではありませんので、そういった意味では、自治会、町内会の人たちにもそのことをしっかりと知っていただくような取り組みをやっていきたいなというふうに思っております。ありがとうございました。

藤永さん：どうもありがとうございます。いろいろとこれからもお願いしたいと思っています。

それから、本当に手話通訳者がこれから高齢になっていって、年齢的に引退されていく人もふえていく、そういう状況でもあると思いますので、養成、派遣、そういう部分、ぜひ力を入れていただいて、皆さん方が、手話通訳者がきちんと活動ができる、また、我々聾啞者もきちんとそういうのを活用できるようにぜひお願いをしたいと思っています。先ほどの福祉の避難所の話も含めて、これから期待をしたいと思っていますので、どうぞよろしく願いいたします。

市長：ありがとうございました。

神奈川県で手話言語条例というものができました。手話は言語であるということがしっかりと認定されておりますので、今後こういった条例を捉えて、手話ができる方の養成というようなこともしっかりと市民の皆さんと協力しながらやっていきたいなと思っております。

藤永さん：よろしく願いします。

三谷さん：小台に在住します三谷と申します。

市長へのご提言は、川崎市民成年後見人の養成と起用ということでございます。

現在、私は74歳ですが、実は10年前、64歳のときに、ある縁から世田谷区の区民成年後見人養成講座に参加しないかというような話がありました。この制度は65歳までに養成するということが非常に大きなポイントでございます。それ以降は、反対に被成年後見人になる気配があるということで、ですから74歳の現在の私はもうその役になることは非常にしづらいのですが、今は経験的なことで、ぜひ、我が川崎市に市民成年後見人を養成すべき時期じゃないかと考えています。

あわせて、市長に今お手元にお渡しましたネームプレートの裏に書いてありますが、ちょうど時期を同じくして、東京大学においても全国を対象にした養成講座があり、安田講堂に私も何度もお邪魔しました。ただ、これはどちらかというと、座学が中心でございます。世田谷区の場合には、座学プラス実務ということが必要でございます。なおかつ、結局それをいわゆる受任という形になりますと、その土地の家庭裁判所が審判しなきゃいけないのです。審判は相当な力がないと審判されないということでございますので、ぜひ、川崎市において、そういう養成講座はなさっているかと思いますが、家庭裁判所が選任するような能力ある市民成年後見人を養成しないかと。同時に、今、65歳以上は2,026万から28万ぐらいの方

がいらっしやると思いますが、恐らくその15%が認知症あるいは予備軍と言われております。今、新聞紙上、マスコミでも騒がれているような時代でございますので、これはコミュニティで支えるという機能がないうこの問題は解決しないだろうなと思っておりますので、とりあえずご指摘申し上げたいと思います。よろしくをお願いします。

市長：ありがとうございます。

成年後見人の養成講座は、川崎市でも25年度から26年度と26年度から27年度と2回に分けて行いました。全体では、恐らく30人ぐらいだったと思いますが、30人の成年後見人、市民後見人という形で講座を受けていただいて、やっけていただいております。先ほど家庭裁判所から選任されるというお話がありましたけど、今、そのうち6人の方が市民後見人として選任され、受任していただいているということであります。

三谷さんおっしゃるように、これから認知症の方々が地域の中にもものすごく増えていくということは、言われているとおりでと思いますので、成年後見人の役割というのは、これから、ますます大きくなると思います。今、川崎市でやっている市民後見人はですね、ややボランティア要素が強いというか、専門性のちょっと薄いところを市民後見人にやっけていただく形になってはいますが、将来的には、より専門後見人のような、専門職に近い形と同じような、同列のような自立して活躍できる、そういった市民後見人というのがこれから必要になってくるというふうには私に思っています。そういった意味で、三谷さん、本当に先駆者のお一人であるので、ぜひいろんなアドバイスをいただきたいなというふうには思っています。

三谷さん：それで、今、専門的な能力というふうなことでございますが、これ実は、やはり専門職というのは二通りありまして、法律系は弁護士、司法書士ですが、反対に福祉に弱いです。もう一方、福祉については、社会福祉士が担っておりますが、この人は法律に弱いのです。そうすると、法定代理人としては両方の力がないと十分な能力が発揮できない。そこで、両方の能力を持った市民後見人を養成することによって、両方の機能を結びつけるという役割で、世田谷区の場合には現在132人の成年後見人が養成されておまして、53人受任されておます。こういうことから言いますと、やはり法人後見として社会福祉協議会が担っていても、恐らく一人が、10人が限度だろうということでございます。また、ますますこれから特にひとり暮らしが増えていきます。

ひとり暮らしは、非常に社会が希薄化しております、本人に相続財産でもあれば親族が面倒を見るのですが、相続財産がない場合は、どうしても親族が遠のいてしまうのです。そうすると、その人が一人で悩んで、今度は市長申し立てということになりますと税金を使わざるを得ない。その場合、とても専門職を雇うわけにいかないものですから、市民後見人を選択して、市長がこの人間なら大丈夫だよということで、横浜家庭裁判所に行っけていただきますと、家庭裁判所は市長がバックアップするならば、いわゆる市が支援体制を持っているならば安心してその本人のための成年後見人として審判できることとなります。こういうシステムがやはり確立されないと、これからうまくいかないのではないかなということ、ぜひ私も年齢も成年後見人になる立場じゃなくなったのですが、できましたら、若い方たちにそういうものを担っけていただければ、大変力強い成年後見人制度が確立できるんじゃないかと思っております。よろしくをお願いします。

市長：ありがとうございます。

今、三谷さんのおっしゃったこと、全く100%そのとおりでと思います。法律に強い人と福祉に強い人っていうのを一人の人間が両方を担うというのは非常に難しい。そういった意味での市民後見人のところの能力を上げていくっていうのは、これからの目指すべき姿だと思っておりますので、そのような養成をこれか

らもやっていかなくてはいけないだろうと思っています。おっしゃったとおり、親族後見の割合が薄くなってきて、第三者後見が増える傾向はこれからも益々拡大していこうと思っていますので、そういう危機感といったものは本当に共有させていただいております。ありがとうございます。

小松さん：小松と申します。有馬に住んでいます。長男に知的障害がありまして、今、就労支援施設に通っています。また、高校生の次男がいます。今回で3回目の参加になります。1回目は児童支援コーディネーターの拡充について、2回目は医療的ケアのある方々への支援の拡大をお願いしました。

今回は、川崎市が進める地域包括ケアシステム推進ビジョンについて、私見を述べたいと思います。

川崎市の地域包括ケアシステムは、全ての住民を対象として、住みなれた地域で安心して暮らせるように、自助、互助を促し、共助、公助に取り組む仕組みと伺っています。しかし、子供、若者、子育て世代、高齢者、そして障害のある者、全てにおいて支援が不足しています。問題への対策が十分でない状況があります。ですから、それらをネットワーク化したところで対象が大きくなるだけで、足りないものは足りないですよ。その結果、声の大きいところへの対応が優先されてしまって、全体的マイノリティーであったり、日々を過ごすのに精いっぱい声を上げる力さえない者、その人たちが置き去りになってしまうのではないかと心配です。

包括と排除は紙一重だと私は感じています。それぞれの抱える困難さの違いから無用の対立が生まれてしまうのではないかと心配です。実は、届きにくい声を優先してすくい上げることでより多くの人々が安心して住めるまちになると私は確信しています。また、私、母としての立場から、誰もが安心して子供を産み、また、子供も安心して育ていけるまちに川崎がなってほしいと願っています。立場の違うそれぞれが理解し合い、協力し合えるように、公助としての行政のファシリティー努力鍵になると考えます。また、行政職員も安心して力を発揮できるように、ぜひ、市長のファシリテーション力にも期待しております。よろしくお願いいたします。

市長：小松さん、3回目の参加ということで、毎回、小松さんから非常にいいご提案をいただいております。今回御意見いただいた地域包括ケア推進ビジョンは、今年4月から各区の推進体制を変えました。地域見守り支援センターという形で、エリア的には中学校区よりもうちょっと大きいエリアになってしまいますが、そこに2名の専門職を充てて、そこから地域の中に入り込んでいこうということで、小松さんがおっしゃったように、全ての住民が対象になりますので、子供から高齢者や障害者に至るまでいろんな方たち、ケアが必要な人たち、あるいは、必要とされていない人たちも含めてということになりますので、非常に幅広いことになると思います。

これから新しい体制で動き始めますが、私、今年の年度始めの仕事始めでも、地域包括ケアは、この10年で川崎市がやっていく仕組みづくりの中で最も大切なことだと申し上げました。これは、もう一回その地域をつくり上げていくというよりも、ばらばらになっている地域をもう一回束ねていくような、非常に困難な作業だと思いますが、しかし、この仕組みを断固やり抜くんだという、その強い思いでやっていきたいと思っています。ですから、ご懸念のように、声の大きい人たちの声だけが届くというふうなことには決してならないように、それゆえのネットワーク化ということが大事だと思います。お互いを認め合う、小松さんがおっしゃったように、お互いの違いを認め合っていくというその寛容さも含めて、その地域の皆さんにこの地域包括ケアは何のためにやるのかということをしかりとこれから幅広く市民の皆さんに訴えていかなければならないなというふうに思っています。

常々、私も心していることでありますけども、たとえその対象者が少なかったとしても必要なサービスというものは必要なサービスでありますし、だから、決して声の大きいところに、声がそこばかりであると

いうことはならないように、これからも市政運営の中で心がけていきたいというふうに思っております。

それこそ、先ほど藤永さん、お話しになりましたけども、全体のパイの中からはいくと、多分聴覚に障害を持っておられる方というのは少ないと思います。でも、しかしそういうところにこそしっかりとした合理的配慮というものが必要だと。こういったことにしっかりと私たち職員、この地域包括ケアシステムは誰一人関係のない職員はおりません。そういった意識の中で仕事をしていきたいと思っております。

小松さん：ありがとうございます。

より困難な人への、より声が小さい者をすくい上げるということがなぜ安心につながるかということなんですけれども、特別支援学校の校長先生が常に自分が意識していることとしてお話しされていたことがあるのですが、特別支援学校、いろんな状況の障害があるお子さんがいらっしゃるんですけど、障害の程度も様々で、軽い重いはおかしいのですが、障害が軽く見えるお子さんであったり、本当にもう自力で動くこともできないお子さんであったり様々ある中で、まず、その学校の長である校長先生が一番困難な状況のお子さんにまず最初に声をかける、朝、おはようという挨拶をかける。そうすることで学校全体が、みんなが安心します、だからそれを実践していますっていうお話を実際に聞いたことがありまして、それはまちづくり全体にもつながることではないかと私は思います。

それから、あと、地域包括ケアシステムですけれども、実はもう宮前区だけでなく、川崎市全体で似たような取り組みを、既に行っている機関があります。地域自立支援協議会のことはご存じでしょうか。

市長：詳しくは知らないです。

小松さん：ああ、そうですか。これは厚労省からおりてきているものですが、障害者における地域の細かい課題は、その地域でいろいろ抽出して取り組んでくださいということで、川崎市の場合は7区全てに各区の地域自立支援協議会があります。また、それとは別に川崎市の大きな一つの地域自立支援協議会があります。各区の問題を抽出して取り上げて、それを市全体で協議してというふうなボトムアップの構造がそこでなされています。実は私、宮前区の構成員として参加させていただいているのですが、地域包括ケアシステムの話が出てきたときに、とても似た取り組みだなと思いました。ですから、もう既に既存でやっているものがありますので、ぜひそういったものをご活用いただくとよいかなと思います、はい。

市長：どうもありがとうございました。

この10年で川崎市の障害児・者の数は、1.5倍に増えました。要介護認定を受けている方はこの10年で3倍(※)になりました。このように、これから益々、障害を持っておられる方の割合は増えていくだろうし、そして、昔よりも重複の障害を持っていたり、重度な障害を持たれていたという方が本当に多くなってきているというふうにも実感しています。ですから、そういった意味で、障害の有無にかかわらず、その地域で暮らしていく環境というものを当たり前のようにつくっていかなくちゃいけないということだと思います。障害者差別禁止法の話もそういったことだと思うのです。ですから、もう私たち市民の感覚として、その障害があるってということが何か不思議なことではないというか。今、人口の6%は障害を持っておられる方なので、ここ100人いたら大体6人は障害を持っていらっしゃるって当たり前なのです。ですけど、実際にそんなに障害者の方がこの部屋の中にいるかといったら実際そうではなかったりする。それがいかに地域社会の中の障害者と健常者がまざり合っていないかということだと思うのです。それをまざり合う関係にこれから川崎市ではやっていかなくちゃいけないと。そこが教育現場であったり、福祉の現場であったり、あるいは、まちの生活の中そのものにそういう感覚を持った市民がふえるということが何よりも大事だと思います。

います。そうした感覚の中で地域包括ケアシステムというものを、困難な課題ではありますが、一つ一つ、試行錯誤の部分というのは多いのですが、それでも挑戦していきたいと思っております。そして、先ほどご紹介いただきました自立支援協議会のことについてもしっかりと連携させていただきたいなと思っております。ありがとうございます。

※3倍→約1.5倍の誤りです。

矢追さん：こんにちは、きょうはありがとうございます。

神木本町に住んでおります矢追と申します。私のところは、五所塚から近いのですけれども、山のてっぺんで周りには何もございません。バスで登戸へ行くか、あるいは、溝口へ行くかしないとお店もないんです。ところが、今、私もちょっと障害というか、介護保険を受けておる身なのですが、バス停へ行くまでに下りるのは、まあ坂ですので、何とか杖をつきながら下りるのですが、帰りがもう上り切れないのです。何回か道路の道端に座って、それでやっと上がる感じで、娘が車椅子を買ってくれたんですけども、小さ目の車椅子でしたので、バッテリーが小さいのか、坂の途中でとまってしまうのです。1年目はよかったのですが今年2年目で車も少し古くなったせいか止まって使えなくてっていう状態で。

長尾の六丁目の方々が一生懸命活動しまして、10年目で、コミュニティバスがやっと走るようになりました。今年で2年目です。小さな高橋商事さんというところが受けてくださって、朝6時から夜10時ぐらまで1台の車を二人の運転手さんが交代して、登戸、久地と運転しています。ところが、毎月8万の赤字なんです。何回かいろいろ皆さんで話し合っただけでどうにか打開策がないかということで、私も考えましたけれども、私の前の道をまたぐと多摩区なのです。うちのほうは宮前区です。ですから、宮前区の人たちも結構乗っているのですが、もうちょっとバス停を多くしたり、あるいは車があと1台入ったりして運転すれば、何とかその人数も確保できますし、マイナスも消化できると思うのです。けれども、いろんな問題が入りました。バスルートがちょうど学校の正門の前を通るのですが、道が細いということで、国土交通省ですか、その許可がおりないとか、でも、そこは幼稚園のバスは通っているのです。45人乗りのバスが何台も通っています。私の方は29人乗りですが、朝晩の通勤とか通学の人達は立って行くぐらいの人数が乗るのですが、昼間はどうしてもやっぱり少ないので、もうちょっといろんなことを考えなきゃいけないのですが、市民がする活動としてはもう限界が来ているということで、もうちょっと市のほうで支援して、バックアップしていただければと思います。

それには市長さんが立っていただいて、市役所にコミュニティバスを運行する部というか部門を設けていただきたい。先ほどの見守りセンターのような組織もですが、公務員の方は2年ごとにかわってしまう。せっかく2年、やっとお互いの心が通じ合っただけで話し合えるなと思ったときに変わって、また一から説明して、またその方がいらっしゃるのですが、先へ全然話が進まないのです。いらしても大体10分ぐらいで、ちょっとお帰りになってしまいますし、膝を突き合わせて話し合うこともありませんし、とにかく今、結論としては、もうこのまま1年赤字だと、高橋商事のほうも手を引いちゃいますので、私たちの老人のための死活問題になってしまうのです。病院にも行けませんし、買い物にも行けませんし、今ちょうど走り出してきましたので、皆さん本当に助かっているのです。雨になんかはね……。

ということで、市長さんに本当に頑張ってくださいたいと思うのですけれども。

市長：コミュニティ交通というのは、大変重要な政策だという議会でも度々その発言をさせていただいております。市としても、できることは、積極的に住民の皆さんの中に入り込んでやらせていただいております。

長尾のコミュニティバスのお話をされましたけども、私も開通式にお邪魔して、これまでの長尾自治会を初めとする住民の皆さんの大変な努力にとっても敬意を表しています。

また、バスルートについては、それこそ何年もかけて、長尾の人たちがどうやったら集客できるかということを考えて考え抜かれた上のルート作成だというふうに私は理解しております。ですから、そういう意味では、多摩区長尾、で、1本挟んで五所塚ということですから、別にこれ、縦割りでどうのこうのっていう話でなく、長尾の自治会の人たちで主体的に始められた事業なので、そういった意味では、これは想像ですが、五所塚の人たちはこの話に入ってなかったということですよ。

矢追さん：はい、一番最初から入っていません。

市長：コミュニティバスのルートは市が決めることではないので、その協議会の中で、神木の町会の皆さんでも、その協議に対して発言されるのがよろしいかと思えます。

矢追さん：もうそれは進んでいます。

市長：市でコミュニティバスを管轄しているのは、交通政策室という部署で、長尾のバスの時もそうですが、相当、積極的に関わっております。ですから、ぜひそういった地元の声が本当に高く、また、集客に困っているのであれば、そういうルートも考えられるのではないかなと思います。

矢追さん：私どもでいろいろ検討した結果が、国土交通省が入ってきて、自治会と関係ないという話で、ただ、やり方があるのかわかりませんが、幼稚園バスは走っているのです。それから今、問題になっているのはお金の問題です。あじさいまつりって6月にありますので、私たちそのお金をやるのにバザーを開いてかなり皆さんでお金を蓄えるようにしているのですが、皆さんもボランティアで動いていますけど、やっぱりチラシだとか、いろんなお知らせだとか、実費はやっぱりかかるのです。

結論的に言いますと、もうここで市のほうで支援していただかないと、どこからもお金が出ないので、バス停を一つふやすにも10何万かかるそうなのです。その10何万もどこから出てくるかっていう話になると、高橋商事さんがもう首かしげちゃうというか、やってられないということなのですけど。

市長：ぜひ、その長尾のコミュニティバスの人たちと市のほうでまた連絡とらせていただきたいと思えます。恐らく、多分長尾の人たちっていうのはそれを望んでおられるのですね。

矢追さん：はい、望んでいます。だって宮前区の人たちが乗るようになれば、ちょっと広げるのですけど、そうするとその8万のマイナスが解消されるということは大体わかっています。

市長：ああ、そうですか。わかりました。では連絡とらせていただきますし、これまでもコミュニケーションをとってきたので、コミュニケーションをよくやっていきたいというふうに思っています。

矢追さん：よろしくお願ひします。ぜひ市長さんのお力をかしてください。はい、期待しています。

高久さん：原稿を渡してありますので、市長さんにお渡し願ひたいのですが。

五所塚町内会の高久と申します。よろしくお願ひします。

今回の議題の道路は、五所塚と多摩区長尾を結ぶ150メートルほどの長さで、現在も1日七、八十人が使用している生活道路です。遊園閉園後、何度も市長を初め、道路管理部長宛てに道路の再認定と改修を要

望してきました。また、住民監査請求にて陳述も行いました。そして、昨年度ですね、車座集会にて、福田市長へ安全・安心な道路へ改修を、直接要望をしてきました。

この道路は、明治の昔から長尾の村民が勘助坂を上って、この道を渡って、平の白旗八幡大神へ向かったと書物に記載されていることもありまして、平自治会や長尾町会の諸先輩から、この由緒ある道を安全な道路に整備できるように頑張らなさいと温かいご支援をいただいております。

昨年の車座集会にて、市長は、とにかく住民の皆さんが安心して生活道路として使い続けられるようにということだと思いますので、ちゃんと維持管理するような形で小田急と協議を進めているので若干時間が欲しいとのご返答でした。その12月1日ですね。福田市長と小田急との間で道路の管理協定が結ばれました。締結後、小田急は道路整備として、ガラス片とかタイル片の混じった再生砕石ですね、これを敷きました。石につまずいて手をついたときにガラス片などがけがするおそれがあるということで、余りにも、ひどい路面状態なので、川崎市の道路管理課長に現地に来ていただいて見ていただきました。当面の処置として、簡易舗装程度のレベルに改修を要望しました。2週間後に、小田急は再生砕石を取り除き、通常の砕石に敷き直しました。しかし、角がとがった砕石であり、幼児から高齢者までが通行する生活道路としては不向きであり、安全性を確保することができません。結局、民間の小田急に道路の維持管理を任せるということは、費用の問題もあり、通常の道路管理を求めるのは難しいというふうに思っております。やはり公道として再認定して川崎市が管理することにより、市民の安全・安心が確保できるものと思っております。よろしくお願いたします。

坂巻さん：二人で一つの議題を提出させていただいておりますので、引き続き私のほうの発言をさせていただいて、まとめてお答えをいただけるとありがたいのですが。

坂巻さん：お答えいただくところを明確にしておりますので、ちょっと原稿を見ていただいて。

それでは、引き続き、五所塚町内会の坂巻と申します。私から意見を述べさせていただきます。

今、高久会長が申し上げたとおり、この道路についてなんですけども、現状は私道という理由から、市としての舗装が不可能というのであれば、次善の策として、私道舗装助成金制度を活用し、早急に政令指定都市にふさわしい安心・安全な道路の整備をお願いいたします。さらに、恒久策といたしましては、公道としての再認定をお願いするものであります。つまり前段での説明にもありまして、対象となっております道路は明治時代以前より住民の幹線道路としての機能を果たしていたことから、明治10年ごろ、旧公団に赤道として記載され、日本国として事実上、公道認定されたものであり、以来130年以上、現在に至っても市民の大事な生活道路としての機能を果たしております。

その道路が昭和60年、突然公道としての路線を廃止されてしまいました。その廃止理由は、道路としての機能がなかったためとされておりますが、道路としての機能は旧道を道路占用したかわりに小田急が設置した代替通路に引き継がれ、さらに廃止路線の一部は現在も市民が日常的に通行しており、道路としての機能がなくなっている事実は全くありません。加えて公道廃止に合理的な理由がなかったことを示すものとして、住民監査請求の監査事務局の事情聴取において、建設緑政局は、市として改めて再認定する方向性を明確に打ち出している事実があります。しかしながら、現状は、管理協定での管理となってしまっており、その管理協定においては、道路整備と称し、ガラス片などが含まれる路盤材が敷かれ、以前より危険性が増す実態があるとともに、損害賠償規定など、法的にも不備な管理協定となっております。

最後に、確認であります。この道路を明治時代以前より130年以上途絶えることなく通行していた市民は、公道路線の廃止により安心・安全な通行を奪われております。このような現状を踏まえまして、昭和60年に公道がなくなり安心・安全な通行が奪われている現状の責任、その責任が市民側にあるとお考えで

しょうか。以上の発言の中での3点についてお答えをお願いいたします。

市長：高久さんと坂巻さん、ありがとうございます。お二人とのやりとりは、これで多分3回目でしょうか。

高久さん：内容は2回目です。

市長：ありがとうございます。これまでも、先ほど高久さんのほうからご紹介いただいたとおり、前回、小田急との協定締結に向けてということで、しばし時間をいただきたいということで、昨年12月に結ばせていただいて以降、その趣旨でやっております。これも高久さんからご紹介いただきましたけども、1回敷いたのですが危ないものがあったので、市の職員が確認して、確かに危ないなということで、今回、今月ですよね。改めてちゃんとしたものに敷き直したという事実があるというのが、まさにご紹介いただいたとおりなのですが、まさに、このことをしっかりと継続的にこの管理協定に基づいてやっていきたいなと思っております。ですから、これまでも私、お答えしておりますが、公道に戻すという、認定するということは、これはこれからもすることはありません。これまでの小田急さんとの協定のとおり、そういった仕組みの中で整備をしていきたいなと思っております。

高久さん：福田さん、今おっしゃったように、小田急さんとの協定のもとにやっていたということであれば、それはそれでも結構だと思うのですが、今言ったように、やった後の仕事を我々が見て、これは危ないからこうしてくださいって、また直して。今回も碎石なんですね。碎石というのは、福田さんご存じのように、石を砕くのですから、ここで写真も全部お渡ししてあるのですが、尖っていますので、一般的に福田市長、道路の表面に置くとしては、生活道路としてはそぐわないと思うんですね。やっぱり子供たちが歩いたりする部分も尖っておりますから危ないですよ。ですから、我々は少なくとも安心・安全な道路ということですので、そういう碎石をまいたようなところを生活道路として使うのには非常に危険があるなというふうに思っているのです。ですから、そのまた、じゃあ碎石じゃなくてももう少し細かい砂利を敷いてもらいたいということを要望して、またやるのかってということで、要するにその繰り返しだけをとということになると、非常にいつになっても安心な道路にならないというふうに思っております、そのためにやっぱり再認定をとということをお願いしているのです。それはご理解いただきたいと思います。要するに、2009年当時と変わってないんですよ、道路の状況が。2009年というのは、閉園後7年たったということなのですが、2009年当時と変わってないのです。これでこの協定は去年の12月1日時点を見たと見ると、そういう協定内容ですので、いい状態を協定内容の現状に見ていただければいいのですが、現状の去年の12月1日は決していい状態じゃないのです。ですから、そのレベルでいいということでは困るんですね。レベルを上げていただきたいということをずっとお願いしているわけです。

市長：本当に危ないということであれば、そういったお声を私どもも確認の上、小田急さんのほうにちゃんと伝えていくということはこれからもやっていきたいというふうに思っています。

繰り返しになりますけども、道路の公道としての再認定というのはいたしません。

坂巻さん：その住民監査請求の監査事務局の事情聴取に対して、建設緑政局は、市として再認定をいたしませんということを正式に述べているわけですね。記録にも残っております。これはどうなるのでしょうか。監査事務局……。

市長：かなり細かいことになっておりますので、もし必要であれば、市長への手紙か何かで詳しくまたお答えさせていただきますが。

坂巻さん：わかりました。ではそれをお願いいたします。

竹内さん：竹内と申します。私は横浜在住ですが、一昨年、宮前区で開催された地域課題解決のイベントで公園に対する利活用の取り組みを行いました。そこで、今回は、私が住んでいる横浜市の公園の拡張整備計画に伴う行政と地域町内会との連携した取り組みについてご紹介いたします。

箇条書きにしておりますけれども、まず、その取り決めで行政と町内会がどういうことをやろうかということも箇条書きにまとめてあります。

最初に、公園を中心に人と人の顔が見えるコミュニティづくりを行いましょ。それと、行政にお願いするのではなく、住民のできる、例えば農園管理とか、崖崩れ調査、街路灯調査、街路調査等は、できるだけ地域住民で行う。そして、公園がある自治会、町内会でなく、周辺自治会と共同でさまざまなイベントを行いましょ。それとですね、公園周辺の自治会活動を活発にし、次世代の人のためにも自治会のIT化に取り組んでいこう。そして、身近にできるところから積極的に取り組み、結果を出していく活動にしていましょ。そして最後に、行政と周辺自治会と協働して公園活用のための研究会を発足させて継続的に取り組んでいましょと、こういう取り組みを行いました。ぜひ、このような取り組みを川崎市でも実現させてほしいと思っております。以上です。

市長：ありがとうございます。

公園の課題というのは、実はすごく重たくて重要な話でして、それこそ小さいお子さんからかなり年配の方までさまざまな声を市長への手紙等々でいただきます。実は、もっともとうまく公園を使っていけなくちゃいけないなど、地域のコミュニティの核にしていけなくちゃいけないなという思いがあります。

今、現状でも、900団体近い公園の管理運営協議会とか、あるいは愛護会という団体がありまして、草を刈っていただいたり、管理をしていただいたりしているという形で、今もそういう形でやっていることは全国でも誇るべき市民の皆さんが加わっていただいていると、すごく大事なことだというふうに思っています。ただ、高齢化してきて大変だというふうなお声もいただくので、もうちょっと若い人たちも入れて活性化できるといいなと思っています。

また、各区に最近ボール遊びができない公園があって、子供たちがどこに行ったらボール遊びできるのかというお声をたくさんいただいているので、今年は、モデル事業で、これについて地域住民の皆さんと利用者の皆さんで協議、調整していくことにしています。時間帯をうまく分けるなり何なりということを住民主体で問題解決して行こう、という取り組みを各区で少しモデル的に始めるということも、今年、位置づけておりますので、みんなにとって利用しやすい公園のモデル的なものがつくればいいなと思っています。

ICT化のようなお話もありましたけれども、宮前区で色々なおもしろい取り組みをもう始めていますので、いい取り組みは横展開できるようにこれからもやっていきたいと思っています。ありがとうございます。

竹内さん：ぜひよろしくをお願いいたします。

星原さん：私は第2南平団地自治会の星原といいます。

市長さんをお願いしたいことは、私、2年間、今3年に入りますけれども、いろいろ気がついたことは、空

き家が多いこと、それから、荷物だけで人間がいないのです。それで、入ったときからもういないのです。そういう人をどうして住宅課で入れるのか、それをはっきり調べてお答え願いたいと思います。

それと、老人ホームを入ったら、もう帰る当てがないじゃないですか。それでもまだ5年、10年って部屋がそのままなのです。それが全部、荷物だけで人がいないのです。そうすると、私たちは自治会費で運営しています。それで、その自治会費も最近入ってくる人たちは住宅課で説明された時に、自治会は強制じゃないからって言われているから自治会費は払いませんって言うのです。そうすると、私たちの運営資金ってというのはどこから出るのですか。役所からもらっているわけではありません。ですから、私たちの1カ月700円の自治会費で草刈りも1年で30万かかります。それと、階段灯から、寄附から、赤い羽根や何か募金、老人で皆さんできませんので、自治会のほうでみんな運営しているのです。それと加圧ポンプ代、防犯灯も団地の人たちの防犯灯であって、町内会の防犯灯じゃないと去年で打ち切られました。でも、団地の人だって、今でこぼこで危ないのです。ですから、それも防犯灯に私は入るんじゃないかって一応出張所へ行って言ったのですけども、それは役所のほうの方針だからで通っちゃったんですね。そうすると、10何万というお金がもう削られてしまうのです。足りないところに持ってきて、そういうふうに防犯灯も削られるってことは、私たちはこれからやっていけません。それで、老人のひとり住まいしか入れませんから、役員になる人もいません。私も81歳ですけども、今、3年目で会長をやっています。やる人がいませんので仕方ないのです。ですから、男の人がいてもぶらぶら遊んでいる人はいますけども、草刈りやろうとか、少しお手伝い、しましょうかっていう人は一人もいません。ですから、もう少し入居させるときに役員にでもなれるような人を何人か入れてほしいのです。そうすると私も安心して引退できますよね。今だって引退できませんから。ですから、そのところをよく市長さんにお考え願って、いろいろとご迷惑をおかけしていますけども、これからもよろしく願いいたします。

市長：星原さん、ありがとうございます。大変な中で自治会長を務めていただいて、そのことにまず敬意と感謝を申し上げたいと思います。本当にありがとうございます。

ご指摘のいわゆる施設に入っちゃって荷物がそこにある、置いたまんま、それも相当な長期間でいる。

星原さん：5年、10年です。でも、入居するときは、1週間あけるときは連絡してくださいってのを私、聞いていたので、本庁にも何回か行って、こういう部屋があるので調べてくださいって言ったら、わかりました、ですが全然来ないのです。それで、役所の人 came 来たなと思って部屋を調べに来たのですかって言ったら、私たちは役が違いますって言って相手にしてくれない。そしたら持っていき場がないのです。ですから、そういうところをはっきりして、5年、10年って人は明け渡ししてもらって新しい人を入れてもらえば、それだけ自治会費も入ります、私たちのほうに。だから、そういう形でね、家族はたまに見えるらしいのですが、近所の人には挨拶もしないし、電話、かけても出ない。そういうことをやられるとうちのほうも全然どうにもならないのです。

それと、ちょっと話、違いますけど、3年間いなくなった人がいて、ああ、引っ越したんだ、よかったなと思ったら、私たちに何の連絡もなしにリフォームして、それでまた入れたのです。そういうことを役所のほうで承知して入れているのかどうか。その辺を掘り返して白旗のほうからも苦情が来ているのです。道路の土を運んできてそれを山にして、それでそれごみをみんな埋めるのです。だから、そういうことをすると、おたくの団地は、それじゃなくても悪く言われているのに余計悪くなります。ですから、そういう人を勝手に自治会のほうに相談もなしに入れるってことはちょっと違反じゃないかと思うのです。だから、そのところもよく調べてお答えお願いたいと思います。

市長：わかりました。ありがとうございます。今、さまざまな宿題いただいたと思いますので、しっかりと調べたいと思います。

実はすごく課題ありまして、これは介護保険法の理念ですが、施設入所されると、やっぱり自立して復帰していただくということが前提になっております一方で、ただ、いつ帰ってくるかわからない。家族の人たちは家賃も払っているとなりますと、連絡すれば帰ってきますから帰ってきますから、とのお答えで、そういう状況がかなり長期化しているということですよ。

星原さん：絶対帰って来れません。歩けなくなったから入っているのですから。

市長：そうですね。これは本当に非常に人権問題にも非常にかかわる話なので難しい面もあるのですが、ただ、私どもには入居のルールというものがしっかりありますので、そこのところをしっかりと運用していくというのが大事だと思います。

星原さん：そうですね。

市長：それから、自治会費を払わない、これ本当に大問題に今なっているのですが、実は、先月か2月だったか、宮前区の町内会の連合会の役員の方々と、団地問題のようなテーマについて空室率が高いとかいろんなお話がありました。その中で、政策空き家といまして、建てかえのためにとっている部分もあるのですが、それが長期化しているのではないかというお話があって、調べた上で、なるべく回転よくさせていこうということで、今、改善するように言っております。

市民の大事な財産でありますので、これがちゃんとうまく放置されずに利用されるということが大事だと思います。例えば、自治会費の中で分担しているものはですね、それと、共益費との関係とがどうなってるのか、私も勉強させていただきます。

星原さん：何か、共益費なら払いますって言うのですが、全部自治会で負担しています。4年も払わない人がいるのです。

市長：確かに自治会は強制加入ではないので難しさはあるのですが、自治会費と共益費の線引きはどうなっているのか、私も少し勉強させていただきたいと思います。また後日の回答になってしまいますけども。

原さん：よろしくお願いします。

<まとめ>

市長：どうもありがとうございました。

きょうも幅広い分野でご意見、ご質問などをいただきましてありがとうございました。即答できていないところは、また後日、別途の形で答えさせていただきたいと思っています。

3巡目は、区役所ごとにいろんな取り組みのやり方をやってみようということで、今回、宮前区は同じ方式でなるべく時間を以前よりももう少し延ばしてと、発言時間を延ばしてということでありましたし、また、次回はどんな形でやるかわかりませんが、これからはぜひこういう取り組みをやりたいというふうに思いますので、これからはご協力よろしくお願いします。本当にありがとうございました。

(拍手)

<閉会>

司会：ありがとうございました。

以上をもちまして第21回区民車座集会を終了させていただきます。

なお、参加者、傍聴者の皆様は、受け付けの際に配布させていただきましたアンケートの記入についてご協力をお願いいたします。お帰りの際に出口にいる職員にお渡しください。

次に、お車でお越しになり駐車場をご利用の方につきましては、受付にございます認証器に駐車券をお通しください。

最後に、お時間の都合で発言できなかったことなどがございましたら、市長への手紙にてご意見、ご提案をいただければと思います。

以上をもちまして第21回区民車座集会を終了させていただきます。お帰りの際にはお忘れ物などございませんようご注意ください。本日はご来場いただきましてまことにありがとうございました。